

国連憲章



守れ!

国連憲章（抜粋）

- 国際紛争は「平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って」解決すること（第1条）
- 「武力による威嚇又は武力の行使を……慎まなければならない」（第2条）



「国連は無力」ではない！

ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対し、「国連は無力だ」などと言う声がふりまかれています。しかし、「無力」どころか、いま国連は成立史上かつてなく、存在感を強めているように思います。そこには、これまでの大国主導の国連運営に苦汁を飲まされてきた多くの小国の「大国の身勝手は許さない」という並々ならない決意を見ることができます。

これらを受けて、国連事務総長や国連総会議長も格調高い演説をおこなうとともに、実際に行動もしています。

「国連憲章守れ！」の声を広げて…

バイデン米大統領やこれに連なる日本の岸田首相らは、未だに「国連憲章守れ！」とは言わず、「民主主義対専制主義」などと言って、かつての「東西冷戦」のような「分断」の構図を持ち込もうとしています。これでは、戦争を長引かせるばかりで、世界をいっそう恐怖と絶望の淵へと追いやることになります。

世界の多くの国々と平和を愛する諸国民と連帯し、「国連憲章守れ！」の声を、街のすみずみから上げていきましょう。

戦争させない！埼玉の会

電話 048-711-4434 FAX 048-711-4555

世界の人々と力をあわせて NO WAR 戦争止めよう！

「国連憲章守れ！」が世界の奔流

- アイルランド「国連憲章に体现されている権利と義務こそが、国の大小にかかわらず私たち全員を守っているのだ」
- アルゼンチン「武力の威嚇やその行使による領土の取得は合法とは認められない。主権と領土保全の尊重からくる論理的な帰結だ。国際法は国際社会が承認した諸原則を定めている。それらの原則が適用されるかどうかについて、われわれに選択の余地はない」
- アンティグア・バーブーダ「国連総会では、拒否権は身勝手に行使してはならないことを示す必要がある」
- インドネシア「国連憲章および国際法の目的と原則は、全面的に支持されなければならない」
- オーストリア「戦車ではなく、対話で解決すべきである」「法の支配と国連憲章を守ろう。強者の支配に屈しないようにしよう」「この間の中、国連憲章の違反を非難し、侵略の被害者に連帯を示すことは、私たちの道徳であり、法に基づく義務である」
- ガーナ「国連憲章はこれまでも、強力な国に適用しようとするのを放り投げられてしまった。安全保障理事会が手をこまねくなら、行動するのは国連総会の責任だ」
- キプロス「武力の行使は、すべての国が尊重すると約束した原則を否定するものだ。ルールに基づいた世界秩序に自国の安全を頼る小国として、キプロスはこの集団システムの有効性に不安を感じる」「出口は一つ、それは外交だ。戦争ではない」
- クウェート「国連憲章は『小さな国家にとって安全な避難場所』であり、集団安全保障の概念を体现している」
- グレナダ「法の支配は単なる優先事項ではなく、グレナダのように軍隊を持たない多くの小国にとって存立に関わるものであり、外部からの干渉や攻撃に対する唯一の盾となる」
- コスタリカ「各国が銃口によって世界地図を塗り替えることができるという考え方を全面的に拒絶する」
- ジャマイカ「国際法の枠組みや国連憲章の原則が、大きさや地位に関係なくすべての国に安全な環境を提供すると確信している」
- ジョージア「(国際法の)中核的原則は、いかなる国がいかに大きく強力であっても、変えることはできない」「力による領土拡張やその脅迫は違法であり、容認できるものではない」
- シンガポール「ロシアの侵略は国連憲章違反であり、シンガポールのような小国にとって現実の問題だ。力は正義だという国際秩序は小国を危険にさらす」
- トリニダード・トバゴ「軍事力を持たない小国の、主権を有する独立国家としての存在そのものを保障するのは、こうした法律と原則だ」
- ニュージーランド「大小を問わず、また拒否権の有無を問わず、いかなる国も国際人道法の基本的な考え方に反する行為を平然と行うことを許してはならない」
- マーシャル諸島「小国であれ大国であれ、私たちは基本的人権と法の支配を守るため、立ち上がり連帯しなければならない。国際社会が、今この不当な行為に対し声を上げなければ、将来脅威に直面した時、私たちや隣国のために誰が立ち上がるのか」
- マレーシア「紛争の中では、銃身の先に解決策を見つけることはできない。代わりに、自制と対話に向けた緊張緩和の具体的な措置を呼び掛ける」
- ミクロネシア連邦「ミクロネシアは平和を愛する小さな国であり、ミクロネシアの憲法の原則と国民性は、国連憲章の原則と密接に関係している」